

《10kW以上のFIT太陽光発電事業者さまへ大切なお知らせ》

2022年度以降の固定価格買取制度（FIT制度）の変更に関するお知らせ

2020年6月に成立したエネルギー供給強靱化法※の中で、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が改正されました（以下、「改正法」という）。加えて、再生可能エネルギーの出力制御に関する国の審議会での議論等も踏まえ、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」及び関係省令・告示についても改正され、改正法を含め2022年4月1日に施行される予定です。

これらの法令施行に伴い、2022年度以降「出力制御対象の拡大」、「経済的出力制御（オンライン代理制御）」および「太陽光発電設備の廃棄費用積立」が導入されることとなり、毎月の買取料金の計算方法および当社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」において変更が生じますので、下記のとおりお知らせいたします。

※正式名称：強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

記

各制度の詳細内容およびお問い合わせ先

固定価格買取制度（FIT制度）における、10kW以上の調達価格等の区分の認定を受けた太陽光発電事業者さま※が各制度の対象となります。各制度の詳細については、以下のリンク先をご確認いただき、ご不明な点はお問い合わせ窓口へお願いいたします。

※特例太陽光発電設備も含まれる等、各制度で一部対象が異なる場合がございます。

【太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度】

資源エネルギー庁HP：なっとく！再生可能エネルギー（再エネ特措法改正関連情報）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html

資源エネルギー庁HP：廃棄等費用積立ガイドライン

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf

【出力制御対象の拡大、経済的出力制御（オンライン代理制御）】

資源エネルギー庁HP：なるほど！グリッド（出力制御について）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/grid/08_syuturyokuseigyoto.html

【再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する国へのお問い合わせ窓口】

0570-057-333（受付時間）9:00～18:00（土日祝除く）

毎月の買取料金の計算方法の変更点について

「経済的出力制御（オンライン代理制御）」または「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度」の対象となる発電事業者さまにおかれましては、毎月の買取料金の計算方法が以下のとおり変更となります。
詳細は、表面記載の各制度の詳細内容およびお問い合わせ先窓口へご確認くださいませようお願いいたします。

【経済的出力制御（オンライン代理制御）に伴う買取料金の変更内容について】

FIT認定を受けた10kW以上の太陽光発電の事業者さま※におかれましては、経済的出力制御（オンライン代理制御）を実施した場合、その翌々月の買取料金において、以下のとおり対価の精算を実施します。

※制度開始に伴い、10kW以上500kW未満の全太陽光発電事業者さまが出力制御の対象となります。

オンライン制御事業者A（調達単価24円/kWh、当月計量発電量10万kWh、前々月計量発電量12万kWh）の場合

$$\begin{aligned} \text{本来の売電収入} &= \text{計量値に基づく売電収入} + \text{代理制御に基づくみなし発電量に対する対価（買取代金）} \\ &= 24\text{円/kWh} \times 10\text{万kWh} + 24\text{円/kWh}^{\ast 1} \times (12\text{万kWh}^{\ast 2} \times 1.47\%) \\ &= 244.2\text{万円} \\ &\rightarrow \text{約}4.2\text{万円（}240\text{万円との差額）が代理制御に基づくみなし発電量に対するオンライン事業者への対価（買取代金）} \end{aligned}$$

オフライン制御事業者A（調達単価32円/kWh、当月計量発電量10万kWh、前々月計量発電量14万kWh）の場合

$$\begin{aligned} \text{本来の売電収入} &= \text{計量値に基づく売電収入} - \text{代理制御時間帯の買取代金相当} \\ &= 32\text{円/kWh} \times 10\text{万kWh} - 32\text{円/kWh}^{\ast 1} \times (14\text{万kWh}^{\ast 2} \times 4.49\%) \\ &= 299.9\text{万円} \\ &\rightarrow \text{▲約}20.1\text{万円（}320\text{万円との差額）が代理制御時間帯のオフライン事業者への買取代金相当} \end{aligned}$$

注 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

※1変更認定申請等で、FIT調達単価の変更が発生する場合、みなし電力量に拠るFIT調達単価は前々月（N月）分に適用したFIT調達単価を適用。
※2出力制御時間帯のオフライン発電設備の発電電力量は、分散検計の関係から、買取実績（例：N月検計分）が出そろった翌月末（例：N+1月末）まで計算ができないため、代理制御による精算については、翌々月（例：N+2月）の買取料金へ反映。

（出典）資源エネルギー庁HP：経済的出力制御（オンライン代理制御）について（2021年9月17日）

【太陽光発電設備の廃棄等費用積立に伴う買取料金の変更内容について】

FIT認定を受けた10kW以上の太陽光発電事業者さまにおかれましては、買取期間の後半10年間において、原則として、発電量kWhに応じた解体等積立基準額を当社を通じて電力広域的運営推進機関へ毎月積立を行なうこととなります。

適用される解体等積立基準額は、廃棄等費用積立ガイドライン（前ページにURL記載）を参照願います。

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」の変更について

当社は、今回の制度が導入されることに伴い、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」の変更を予定しております。別途内容が確定次第、以下リンク先においてお知らせさせていただきます。
【再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱】

https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/renew/pdf/youkou_200401.pdf

オンライン出力制御の推奨について（手動制御・オフライン制御発電者さま向け）

旧ルール発電事業者さまにつきましては、再エネ全体の制御量低減に加えて、以下の発電事業者さまにおけるリットから、出力制御機能付装置への切替（オンライン化）が国の審議会において推奨されております。

- **発電事業者さまの売電機会損失（制御実施時間）の低減**
- **現地操作が不要となるため、人件費の削減につながるのと同時に、出力制御を確実に実施（500kW以上の手動制御発電事業者のみ）**

オンライン化にあたっては、発電事業者さまのご負担にて出力制御機能付PCSへの切替、および特高受電の発電設備は専用通信回線（CDTを含む）の改良工事、高低圧受電の発電設備はインターネット回線の整備が必要となります。オンライン化をご希望される場合は、東北電力ネットワーク株式会社「出力制御特設コールセンター」までご連絡ください。